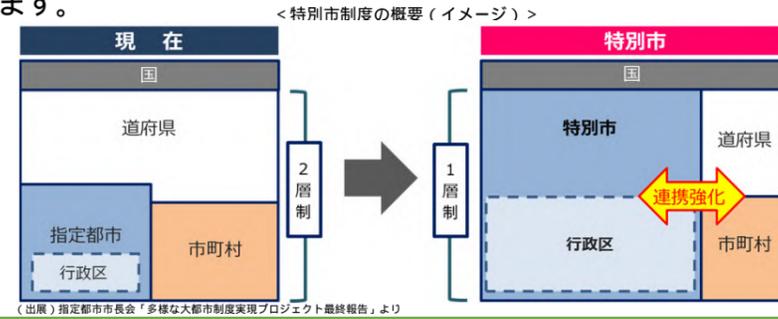


本市にとっての特別市

「本市の特性等」や「本市にふさわしい地方分権・広域連携・住民自治・税財政制度」を踏まえ、本市の特別市に対する考え方について整理しています。

特別市

指定都市を、道府県の区域外とし、一層制の新たな自治体とするもので、市域内で道府県が行っていた事務も執行するとともに、従来の市民税と道府県民税を一元的に賦課徴収するもの。（未制度化）



特別市の法制化の必要性

- 人口減少や少子高齢化、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題などに適切に対応し、また、近隣自治体との圏域全体の活性化や発展を担う上において、行政主体別の明確な役割分担による、**更なる事務・権限の移譲と、これに見合う自由度の高い税財源の確保が大きな課題**
- 指定都市への大幅な事務・権限とそれに見合った税財源の移譲に加え、地方分権の更なる推進や地方自治制度の抜本的な見直しにも繋がる特別市の早期法制化を実現することで、**各都市が、地域の実情に応じた大都市制度を選択できることが重要**
- **特別市は、**地域にふさわしい自治の実現や、自主的・自立的で迅速・柔軟な行政運営、市民の暮らしを支える行政サービスの効率的・効果的な提供を可能とすることなどが期待され、**将来にとって重要な選択肢になり得るもの**

議論・検討の更なる深度化

- 本市は**他都市と比べ、都市の成り立ちや特性等が大きく異なり**、また、指定都市移行から約13年という中で、特別市に関して、**更なる議論・検討が必要な状況**
- 引き続き、指定都市市長会や他都市と連携し、特別市の法制化に向けた取組を進めることで、地方分権改革の更なる推進や地方自治制度の抜本的な見直しに繋がるとともに、**法制化された時に適切な選択が可能となるよう、本市の特性や県との関係、市民サービスの向上等の視点を踏まえ、議論や検討を更に深めていくことが必要**

制度実現に向けた取組

- 指定都市市長会や他都市と連携を深めながら、**早期法制化に向けた取組を推進**
- 地方自治制度や大都市制度などに関して、**市民の理解がより深まり、活発な議論が行えるよう、適切な情報提供や学びの場の確保などの環境整備に取り組むことが必要**
- 大都市制度改革が求められる状況などについて、**職員の理解の深度化や意識の向上を図ることに加え、本市の大都市としての発展や真の地方分権の実現に向け、庁内での議論の強化を図りながら、市議会との連携も更に強めていくことが必要**

本市にふさわしい大都市のあり方

- ✓ 本市は、高次都市機能の維持・集積、周辺自治体との連携・相互補完、「公共私」の更なる連携などを通じて、**大都市としての能力や多様性の更なる蓄積を図っていくことが求められる**
- ✓ 圏域内の大都市として、先進的・先駆的な施策・事業の実施などを通じて**圏域の発展・活性化に貢献**するとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり市民が安全・安心に暮らせるよう、**持続可能性を高め**ていくことが求められる。加えて、都市部と中山間地域を有する中、**一体性の確保の視点、都市内の役割分担の視点の双方から行政課題への対応等を図ることが必要である**
- ✓ **水源地域について、県民の水がめとして貢献していることや、災害対応の重要性などから、県と本市がその役割を果たした上で、引き続き相互の連携を図ることが重要である**
- ✓ **成長途上の都市としての様々な可能性に対応していくため、特別市に加え、総合区制度や市町村合併など、現行地方自治制度の選択についても、調査・検討に取り組むことも求められる**
- ✓ これらの取組等に当たっては、**地域課題や市民ニーズを、市民との対話や市民参加の取組を通じて把握**することが求められ、同時に、**市民に対する正確な情報提供や情報にアクセス可能な環境整備など住民自治の実効性を担保**することが重要である

相模原市にふさわしい大都市のあり方検討報告書 【概要版】(R5.3)

地方公共団体は、社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続可能な社会を形成していくことが求められ、特に都道府県並みの事務・権限を有する指定都市は、先進的・先駆的な施策・事業の実施も求められます。こうした役割に対し、現行の指定都市制度は、大都市特有の財政需要に見合った税財源の措置不足などの課題があり、また、広域自治体の形や道府県と市区町村の二層制の自治構造は、明治以降、130年以上ほとんど変わらない状況です。指定都市制度についても、制度創設から65年以上たった現在まで、根本的な改正は行われていません。こうしたことから、指定都市市長会では、新たな一層制の地方自治体である「特別市制度」の早期法制化に向け、機運醸成等の取組を進めているところです。

このような状況から、本市では、自主的・自立的かつ効果的・効率的な行政運営に向けて、「本市にふさわしい大都市のあり方」について検討し、「相模原市にふさわしい大都市のあり方検討報告書」を取りまとめました。

指定都市をめぐる全国的な課題

大都市を取り巻く現状・課題

- ・人口減少や少子高齢化に伴う課題
(特に指定都市は、今後、急激な高齢化が予測される)
- ・インフラ老朽化に関する課題
(特に指定都市は、今後、多くのインフラが更新時期を迎える)

大都市は社会経済活動が区域を超えて広がっている・・・

- ・感染症への対応 等

大都市が果たすべき役割

- ・先進的な施策の展開
- ・経済のけん引
- ・国際競争力の強化

持続可能性を高めるため・・・

- ・周辺市町村との双務補完的な連携
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの取組

課題の解決や役割を果たすに当たって、様々な課題がある

道府県との不明瞭な役割分担

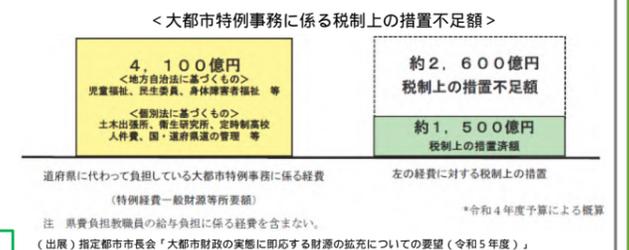
規模・能力が比較的大きい指定都市の区域においては、道府県が似通った施策を講じるなど、二重行政の議論が起こりやすい。

- しかし・・・
- ・現行制度では、事務・権限の移譲に至るまでのスピードに課題
 - ・指定都市と道府県の役割分担が不明確

大都市の役割に見合わない税財源

指定都市は、道府県の事務の全部又は一部（大都市特例事務）を担うとともに、都市インフラの整備・維持や安全・安心の確保、福祉政策等、大都市特有の財政需要を有している。

- しかし・・・
- ・大都市特例事務等に対する税財政上の措置不足
 - ・道府県とのいわゆる「受益と負担のねじれ」



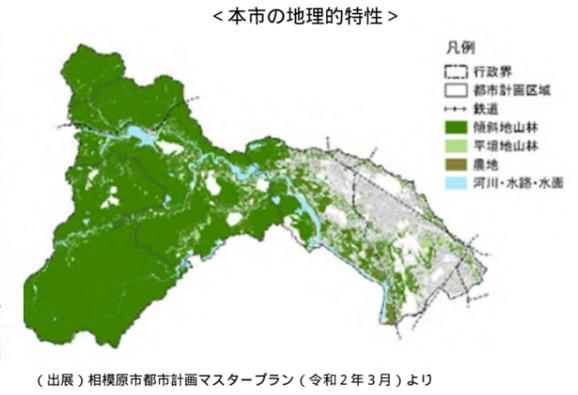
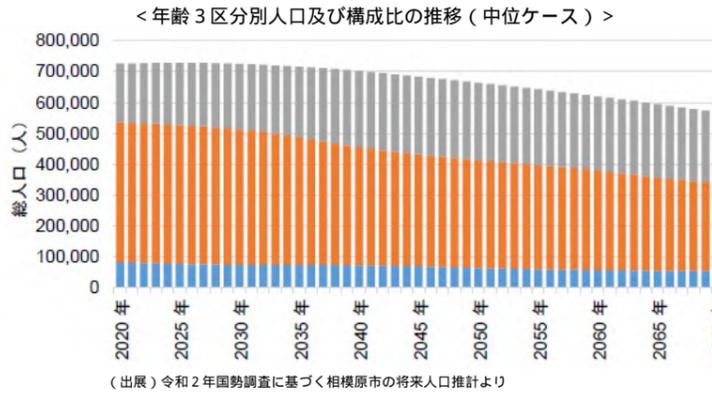
これらの課題の改善を図ることにより期待される効果

- 一体的な行政運営によるスケールメリットで、効率的かつ高度な住民サービスを提供することにより、より一層の都市機能が発揮される。
- 多様化・複雑化していく行政・地域課題に対し、指定都市が、解決するための先進的な施策を率先して展開し、各自治体にフィードバックされることで、日本全体の底上げにつながる。

本市にふさわしい大都市のあり方

本市の特性等

- **内陸工業都市として大きく発展する一方、東京や横浜などへの通勤通学人口が多く、ベッドタウンとしての傾向を有する**
- 複数の鉄道が乗り入れる相模大野駅や橋本駅の周辺においては、**高次都市機能が集積**
- **2025年に人口のピークを迎え、その後減少する予測であり、2035年には市民の3人に1人が高齢者（65歳以上）となる見込み**
- **大学入学期における転入超過と卒業・就職期における転出超過が特徴的**
- **広域交流拠点としての周辺自治体からの求心性を高めるまちづくり、都市と自然がベストミックスする特徴を生かしたまちづくり及び持続可能なまちづくりを進めている**
- **「住まう場」、「学びの場」、「働く場」として多彩な特徴を有し、多様なバックグラウンドを持つ人々が、様々なライフスタイルを実現し、互いに交流している状況にあり、個性ある資産が集積・蓄積する**
- 治山・治水や環境の分野において、災害対応など**広域的見地を含めた対応が求められる事務・権限**が存在



検討に係る国及び本市の視点（地方分権・広域連携・住民自治・税財政制度）

	全国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体の規模・能力に沿った事務・権限の移譲及びそれに見合った税財源が必要であり、効率的・効果的な事務執行も重要 ➢ 移譲時は、地域の実情や個々の事務・権限の趣旨を踏まえた検討が必要
	市	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市部と中山間地域など、多様な地域特性を有するほか、圏域の中核としての役割も求められ、成長と発展に資する視点と持続可能な行政運営に資する視点の双方が重要 ➢ 今後、更に本市の役割を果たすため、事務・権限の移譲の課題の掘り起こしや、県との役割分担のあり方を検討していく必要
	全国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 様々な地域課題に適切に対応するため、多様な行政主体の連携が必要 ➢ 生活機能の確保や災害リスクの軽減等、都市間の相互補完も求められる
	市	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺自治体とは、相互の人口移動が多いなど、生活圏域を共に構成する関係にあるほか、人口動態等、共通の特性・課題に対し、圏域全体の成長や発展に向け、広域行政を推進している ➢ 指定都市市長会や九都県市首脳会議など全国の指定都市や首都圏の都県市との都市間ネットワークも有しており、共通する課題等に対する共同研究や国等への要望などの取組を推進している
	全国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市の規模が拡大するに従い、住民と行政の距離が離れる傾向にある ➢ 総合区など、都市内分権の課題を補完する制度を設置 ➢ 指定都市の行政区は異なる特性・実情を有し、住民自治の方法も様々
	市	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各区の特性等を踏まえ、区民会議やまちづくり会議との連携による区民主体のまちづくりに取り組むとともに、区役所機能拡充や本庁各局との連携強化等による都市内分権を進めてきた ➢ 更なる多様な主体との協働（「公共私」の連携）、政策プロセスへの参加等の取組も求められる
	全国	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国から地方に税源が移譲されてきた経緯があるが、臨時財政対策債や税源配分など、更なる見直しが求められる ➢ 大都市が本来の役割を果たすため、大都市の役割を明確化し、それに見合った税財政措置が必要
	市	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市的課題や税制上の措置不足、臨時財政対策債残高増加など他の都市と共通課題を有する ➢ 国・県の補助事業等において、指定都市という枠組による格差が設けられ、必要な税財源の確保に課題がある ➢ 地理的特性に基づく財政需要について、県との役割分担に基づく必要な税財源確保が必要

本市にふさわしい地方分権・広域連携・住民自治・税財政制度

【地方分権】

- **本市の特性・実情に沿った、事務・権限及び税財源が確保できるよう、現行制度上の取組をさらに推進することが必要**
- **県から本市に移譲されていない事務・権限については、当該事務・権限に関する法令の趣旨等を踏まえ、移譲のあり方について検討し、必要に応じて県と協議を図ることが求められる**
- **県と市に重複又は類似する事務・権限についても、県市双方が持続可能な行政運営を行うため、当該事務・権限の効率化・迅速化を図るための検討が重要**
- 国と地方、広域自治体と基礎自治体は、それぞれの役割が明確に整理され、それに見合った税財源が確保されることが望ましいことから、**抜本的な制度改正や柔軟な財源措置などを国等に求めていくことも重要**

【広域連携】

- 圏域の共通課題の解決や成長と発展のため、更なる広域行政の推進が求められる
- 周辺自治体など、**圏域を単位とした連携の枠組みも行政主体となり得る**ということ意識し、**自治体の規模・能力に関わらず積極的な広域連携に取り組む姿勢が求められる**
- 事業ごとの市民ニーズの把握や広域的なスケールメリットによる効果など、広域連携の必要性を的確に捉え、連携の可能性を検討することが望ましい
- 指定都市市長会や九都県市首脳会議等の**都市間ネットワークを積極的に活用することも重要**
- **広域連携を行政運営の選択肢とする視点を常に持ち、個々の実績を積み重ねることが、本市にとってふさわしい広域連携のあり方**

【住民自治】

- 住民自治を実効性あるものとするためには、地域課題や住民ニーズ等の把握や住民参加の取組を進めながら、正確な情報提供や市民が自ら適切に必要な情報にアクセスすることが可能な環境の整備を図ることが重要
- **各区の地域課題に対応し、活力や魅力あるまちづくりが持続的に進められるよう、市の一体性の確保という視点を持ちつつ、各区の特性や基本計画等を踏まえた取組を進めることが重要**で、その際、**多様な主体との協働や男女共同参画の取組**が求められる
- 都市内分権及び区政のあり方について、**長期的な視野に立って議論をしていくことが重要**

【税財政制度】

- 指定都市に対し**格差が設けられている補助事業等は、国・県に是正等を求めることが必要**
- 本市においても大都市特有の財政需要や都市的課題を抱えており、自主的・自立的な行政運営の実効性を高め、大都市の役割も果たすため、**地方税財政制度の見直しについて、他の指定都市と連携し、引き続き国に求めていくことが必要**
- 本市の大都市としての財政需要に加え、**中山間地域や水源地域の保全などの本市特有の財政需要に見合った税財源を確保する取組が重要**